

国
(問題)
語
 2012年度

〈2012 H24062023〉

注 意 事 項

- 1 問題冊子および記述解答用紙は、試験開始の指示があるまで開かないこと。
 - 2 問題は2～10ページに記載されている。試験中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁および解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督員に知らせること。
 - 3 解答はすべて解答用紙の所定欄にHBの黒鉛筆またはHBのシャープペンシルで記入すること。
 - 4 受験番号および氏名は、試験開始後、解答用紙の所定欄（2か所）に正確に記入すること。記述解答用紙の所定欄（2か所）には受験番号と氏名を、マーク解答用紙の所定欄には氏名のみを記入すること。
- 受験番号の数字は特に正確に記入すること。読みづらい数字は採点処理に支障をきたすことがあるので、注意すること。

数字見本	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- 5 マーク欄には、はつきり記入すること。また、訂正する場合は、消しゴムでていねいに、消し残しがないようによく消すこと（砂消しゴムは使用しないこと）。

マークする時	☒ 良い	☒ 悪い	☒ 悪い
マークを消す時	☐ 良い	☐ 悪い	☐ 悪い

- 6 いかなる場合でも、解答用紙は必ず提出すること。
- 7 試験終了後、問題冊子は持ち帰ること。

(一) 次のA・B二つの文章を読んで、あとの問いに答えよ。なおBの文章は、Aに引かれている馬場辰猪『天賦人權論』の一節である。

A

近代日本における思想の発展過程をふり返って見た場合、幕末以来の西欧近代の諸觀念の受容に際して、儒教を中心とする伝統的な諸觀念が、さまざまな読み替えを経たうえで、いわばその媒体的な役割を果たしたことはよく知られるところである。そしてそのような役割を担った儒教的觀念のうちでも、とりわけ重要なものの一つに「天」の觀念があった。「天」は、儒教のさまざまな価値や原理や觀念をいわばその根源において支えるような基底的觀念であるが、それだけに新しい西欧の理念や原理を受容するにあたっては、何らかの形でこの「天」の觀念との関連づけを行うことが不可避であったのだから、またそれに引照することが有効と考えられる面もあったのであろう。幕末から明治の初頭にかけて西欧の政治思想が受容される場合に、「天」の觀念が引照されるされ方は、もとより多様である。しかし「天」の觀念が果す政治的機能に即して考えるとき、そこでもっとも注目される使われ方は、それが個人の自由という觀念と結びつき、既成の權威や権力にも挫けることのない個人の自己主張を可能としたケースであろう。それは、明治初年当時、しばしば天賦人權論と呼ばれる理論を通して個人的自由の觀念が主張された例のなかに、何よりも端的に示されている。

もとより同じく天賦人權論と呼ばれるものでも、その理論構成の仕方や理論の内容は必ずしも同じではない。しかし、この理論を通じてほぼ共通して見られる特徴は、生命の保持・幸福の追求という人間の欲求を、何らかの形でそれこそ天賦自然のものとして正当化し、自然であるがゆえにそれを自然の権利(天賦人權)として尊重すべきだとする推論に支えられている点にあった。

例えば天賦人權論の代表的思想家といわれた加藤弘之は、その著『国体新論』(明治八年刊)のなかで、「人民ノ安寧幸福」こそ人間をもっとも愛する天の意思(「天意」)であるとし、すべての人が生まれながらにもっているところの「不羈自立ヲ欲スル情」は、このような「天意」を遂げるために人間に与えられた「天性」なのであるから、権利として尊重されるべきものだとしている。また馬場辰猪は、加藤弘之がその後天賦人權論を否定する立場に転じた際、『天賦人權論』と題する書物(明治一六年刊)を著わして天賦人權論擁護のために加藤と論争をまじえた思想家だが、彼もまた、この世に生を受けた人間が自己の生存を保持し幸福を求めようと願うことは自然であり、さらに自己の生存と幸福とを欲するために、その手段として[a](#)を求めることもまた自然であると説き、個人の自由権は「此自然法ヨリ生ズル權利」であって「人為ノ製作」によるものではないと天賦人權を主張している。このように天賦人權論は、人びとが生まれながらに事実としてもっている自然の欲求を前提とし、これを「天」に基礎づけることによって認し、自由権の主張をそのための不可欠の手段として理論化している点に共通の特色を示していた。

しかし人間のこの自然の欲求それ自体は、拘束の排除や利益の追求など、大なり小なり自己中心的な性格をもつものであり、それは本質において個別的で私的なものと言うことができる。したがってここでは、この個別的で私的な自然の欲求が、単なる個人の自己主張にとどまることなく、権利として広く社会的にも認めることのできる一般的・公的な觀念となりうるものか否か、なりうるとしたらそれは何故か、という問題が、この自然の欲求のあり方をめぐって当然生み出されることとなる。そしてこの点に至ると、天賦人權論もその論者により、自然の欲求の評価、あるいは自然の欲求が権利として社会的に認される条件などを中心に、自由権の考え方および「天」の捉え方に微妙なニュアンスの相違を示すに至るのである。

いま天賦人權論における自由の考え方を整理するならば、そこには大別して二つの傾向を読みとることができる。第一は、自然の欲求そのものは非社会的なものと言わざるをえず、したがってそれが社会において権利として容認されるためには、何らかの道德的規範にもとづく抑制が条件とされる考え方である。前述の加藤弘之の場合はこの例に属する。彼は人間の「不羈自立ヲ欲スル情」を「一身ノ幸福ヲ招クベキ紹介トナルモノ」として位置づけ、それを「天性」としながら、他方では個人の恣意的な自己主張がそのまま許容されるべきではないから、それとは別にまた人間には、「交際ノ道」を重んじ、「自分ノ本分ヲ尽シテ他人ノ權利ヲ尊重スル」道德性、すなわち「道理」をわきまえる性質をも天から与えられていると説く。例えば加藤はその著書『真政大意』(明治三年刊)のなかでつぎのように述べている。

造化ト申スモノハ、実ニ奇々妙々ナルモノデ、又別ニ一ツ結構ナ性ヲ賜ハリテアルガ、夫レハ又何ヂヤト云フニ、所謂仁義礼讓孝悌忠信云フ類ヒノモノデ、人ニハ、必ず是等ノ心ガアルモノ故、人々今日ノ交際ニ於テ、各々尽スベキ本分ト云フモノガアリテ、己レ独リ都合ヨキコトナレバ、何ヲシテモヨイト云フコトハ決シテナイ

ここでは「不羈自立ノ情」という自然の欲求が社会のなかで認められ、権利となりうる条件として「仁義礼讓孝悌忠信」という儒教的道德の遵守が挙げられている点に注目する必要がある。自然の欲求はこのような「道理」と結びついたときにはじめて自然の権利すなわち「天賦人權」として認証されるのである。だから「不羈自立ノ情」と同様に、このような「道德」もまた人間の「天性」として「天」にその根源が求められたのである。天賦人權論について見られた第一の形態は、このように「天」の觀念が、個人の生存や幸福の追求という「天意」のための手段としていわゆる自然の自由(「不羈自立ヲ欲スル情」)を基礎づける役割を果たすと同時に、またこの自然の自由が権利として認められるための道德的規範とも結びつく傾向をもっていたところに特質があった。

天賦人權論について見られる第二の形態は、自然の欲求と道德的分別という対置法を採用せず、生命の保持、幸福の追求という天賦の欲求そのものを善とし、むしろそれを有効に達成するための能力を人間に固有のものと考える考え方である。ここでは、自己中心的であることは必ずしも道德的に非難されることなく、少なくとも他人の同様の欲求を害しないかぎりには

おいては善であり、むしろ天賦の権利として積極的に主張するべきものと考えられる。中江兆民が『民約訳解』（明治一五年刊）を通して紹介している自由の観念はこの第二の形態に属すると言つてよい。すなわちつぎのように述べているのがそれである。「夫れ所謂自由権なるものは、天の人に与えて意を肆（しやう）にして生を為すを得しむるところなれば、則ち宜く貴重し願惜して之を或は失うこと悶（もん）かるべきなり」ここでは、自由権の根源をなすものとして、「天の人に与えて意を肆にして生を為すを得しむる」という天意を想定している。

同様の見解は植木枝盛（えきもり）においても見ることが出来る。植木もまた天賦人権という観念の根拠をなす「天」の観念については、「ソノ天ハ只其生活ヲ遂グルヲ趣意トス」とし、そこから天賦人権の本質を「生活ノ權利」と規定したが、さらに幸福の追求について彼はつぎのように述べている。

夫レ人ハ之ヲ其天ニ徴スルニ実ニ幸福ヲ希望スルモノナリ。又其幸福ヲ得ルコトヲ以テ其賦稟ニ適スルコトヲ見ルモノナリ。故二人ニシテ幸福ヲ謀ルコトハ、是レ其人ニ関シテノ道理ニシテ、而シテ其人ノ当サニ之ヲ行フベキコトハ是レ即チ其人ニ就キテノ權ナリ。

（『天賦人権弁』明治一六年刊）

植木においても「道理」が語られているが、それはこの文章からも分るように、「生活ヲ遂グル」という趣旨や、「幸福ヲ謀ル」という目的と別のものではなく、むしろそれをより有効に達成する（『幸福ヲ謀ル』）ためのものとして位置づけられている。すなわち『民約訳解』における自由の観念においても植木枝盛の『天賦人権弁』においても、権利の観念を窮極において基礎づける「天」の観念からは、先験的に指定された道徳的規範性の色彩は弱められ、すべての人間に事実として見出される自己保存の欲求ないし幸福追求の願望が、「天」即「生」という捉え方の展開の結果として導き出されていることを知るのである。そしてそこでは、人間について共通に見出される生命の保持・幸福の追求という自然的欲求は、「b」という規範に従属すべきものではなく、むしろ逆に規範を規範たらしめる根源としての位置を与えられている。言うまでもなく国家の権力や法律によつても奪うことのできない自然的権利という基本的人権の観念は、第一の天賦人権論からではなく、第二のそれから導き出されるものであることは多言を要すまい。

（松本三之介『近世日本の思想像』（一九八四）による）

注 不羈……束縛されないこと。

顧惜……気にかけて大切にすること。惜しんで大事にすること。

賦稟……うまれつき。素質。天から與けた性質。

B

I 余ハ茲ニ天下ノ事物ハ皆自然定規ノ活動力ニ由ツテ作用ヲ為シ、且其活動力ハ終始無尽ニシテ消滅セザルノミナラズ、各々其變形変状ノ際ニ於テ、必ず一定不變ノ定規アルコトヲ弁説スベシ。試ミニ看ヨ。茲ニ一様ノ製造ニ係ル甲乙ノ砲銃アランニ、同量ノ火薬ニ同量ノ砲丸ヲ盛リ、而シテ空氣ノ抵抗力若シクハ其他ノ事情モ同一ナル時ニ於テ之レヲ放発セバ、甲乙共ニ同様ノ距離ニ達スベシ。又茲ニ同一ノ製造ニ係ル甲乙ノ鼎（なべ）ニ同一同様ノ水量ヲ盛リ、又之レニ同様ノ熱度ヲ与フル時ハ、甲乙共ニ同時ニ同様ノ有様ヲ以テ沸騰スベシ。是レ果シテ何等ノ理由ニ原因スルカト尋ヌレバ、是レ即チ自然法ノ定規ノ相一致スルニ外ナラザル也。

II 之レト同ジク自然法ニ出ヅル活動力ノ進行ニ於テモ、亦必ず一定ノ方向アルモノナリ。其方向トハ何ゾヤ。曰ク物ノ進行スルヤ其最モ妨碍鮮キ地ニ向ヒテ進行スル是ナリ。例ヘバ樹木ノ其根ヲ長ズルヤ或ハ瓦礫ニ遇ヘバ其瓦礫ノ少ナキ地ニ趣キ、或ハ乾燥ナル地ニ至レバ更ニ転ジテ水氣ノ在ル所ニ向ヒ、又種々ノ妨碍物ニ遇ヘバ其間隙ノ在ル所ヲ求メテ長ズルガ如キ、其狀猶動物社会ト一般ナルニ非ズヤ。人亦實ニ此ノ如シ。喩ヘバ人有リテ枝上ノ葉ヲ摘マントスルトキハ、必ず其之レヲ取ルニ最モ便利ナル手段ヲ用フルナラン。此等數種ノ者各相異ナルト雖モ、ナルベク障碍ヲ避ケ、ナルベク平易ノ処ニ就クニ至リテハ皆一ナリ。是即チ避難就易ノ定規ト謂ハズシテ將タ何トカ謂ハン。夫レ斯ノ如クナルガ故ニ人類社会ノ運行モ亦常ニ此ノ如キモノナリ。喩ヘバ野蠻人ガ水草ヲ逐ヒテ転住スルノ際ニ於テ、東方ニハ大敵野ヲ蔽ヒ、西方ニハ大河ノ横ハルアリ。北ニハ峻山峨々トシテ上ルベカラズ。独リ南方ノミ障礙鮮キ時ハ、必ず南方ニ向ヒテ奔ルナラン。是レ人間ナル者ハ必ず自然ノ生存ヲ求メント欲スルノ性アルニ因ル者ナリ。然ルニ間々危險ノ地ニ陥リ非常ノ災害ニ遭遇スルモノアルハ他ナシ。知識經驗ノ乏シキヨリ、或ハ其危險ナルヲ知ラズシテ其害ニ陥リ、或ハ利害ノ比較ヲ知ラズ誤ツテ失敗ヲ招クニ外ナラズ。是レ人間ノ自然ニ有スル所ノ性質ニアラズシテ、唯ダ人間ノ誤謬ニ出デタル奇禍ト謂ハザル可カラザルナリ。

III 前段説ク所ノ理ハ独リ有形上ノ事物ニ止ラズ、人類無形ノ精神上或ハ道德上ニ於テモ亦必ず此ノ如キモノナリ。茲ニ一個人ノ此世ニ出ヅルト仮定セヨ。其人ハ必ず自己ノ生存ヲ保持セント欲スルナラン。其生存ヲ保持セント欲セバ必ず之レガ幸福ヲ求ムルナラン。之レガ幸福ヲ求メント欲セバ、必ず其幸福ヲ求ムルニ就キテ最モ障碍ノ少ナキ手段ニ頼ルベシ。之レト同ク苟モ一國社会ヲ組織スル人類ハ、必ず其己レガ組織シタル社会ノ生存ヲ保持セント欲スルヤ又疑ヲ容レズ。既ニ其社会ノ生存ヲ保持セント欲スルカ、必ず之レガ幸福ヲ求メザルベカラズ。之ガ幸福ヲ求メント欲スルカ、復タ必ず其社会ヲ生存スルニ障碍最モ少ナキ道ニ頼リテ之レヲ求ム可シ。然リ而シテ其障碍最モ少ナキ道トハ何ゾヤ、人民ノ自由平等即チ是ナリ。若シ夫レ人類ニ自由平等ナルモノナカリセバ、社会ノ生存幸福ヲ得ルノ際ニ於テ常ニ障碍ノ起ル事多カルベシ。試ミニ思ヘ、一人ノ力ヲ以テ多數人民ノ生存幸福ヲ図ルト、多數人民ノ力ニ任セテ其生存幸福ヲ図ラシムルトハ、其困難孰レカ多ク孰レカ少ナキ。而シテ又其生存幸福ヲ図ルニハ其人民ヲシテ自由ニ活動セシムルト、之ヲ束縛牽制スルトハ、孰レカ果シテ障碍ノ大ナルヤハ敢テ識者ヲ俟タザルベシ。是故ニ太古野蠻人民ノ有様ヲ視ルニ、各人皆武器ヲ携ヘテ自己ノ生存ヲ図ル如キ、殊ニ婦女女子ニ至ル

問四 Aの文章中の傍線部3「それを有効に達成する」ということを、Bの文章中ではより具体的にどう述べているか。最も適当な箇所を十字以上十五字以内でⅢ・Ⅳの段落から抜き出し、そのまま記述解答用紙の所定の欄に記せ（句読点が含まれる場合は、それも一字として数える）。

問五 Aの文章中の空欄 b に入る最も適当な語句を次の中から一つ選び、その記号の記入欄にマークせよ。

イ 交際ノ道 □ 生活ノ権利 ハ 不羈自立ノ情 ニ 人民ノ安寧幸福 ホ 其人ニ就キテノ権

問六 次の一文はBの文章中のⅢ・Ⅳの段落のいずれかの箇所に入るべきものである。その箇所の直後の一文における冒頭の五文字を抜き出し、そのまま記述解答用紙の所定の欄に記せ（句読点が含まれる場合は、それも一字として数える）。

噫是亦粗漏ノ見解ト謂フベシ。

問七 Bの文章の論旨に合致しないものを次の中から一つ選び、その記号の記入欄にマークせよ。

イ 人類社会の運行にも避難就易という一定の方向があり、その実現を図るのは自然権の行使である。
ロ 自然法はいかなるときにも一定不変であり、それが消滅したり作用しないなどということはない。
ハ 生存を保持し幸福を追求するには、多くの人の力に任せて障碍を回避することが最も自然である。
ニ 人間が危険にあうのもその本性によるので、知識経験を身につければ克服できないことではない。
ホ 人類が生存を全うするために障碍の最も少ない道を選ぶのは自然法に従うものであり道理である。

(二) 次の文章を読んで、あとの問いに答えよ。

いまから五〇〇年以上前、グーテンベルクにより開発された新しい文字技術が、その後の人類の歴史を劇的に変えたことはよく知られている。この新技術により同じ文書が大量に複製・流通していくようになり、また一部の読者によって多数の文書が手元に収集されることにもなった。読者たちは、以前よりも安く、多くの本を手元に置くようになったので、希少な本を求めて放浪の学徒となることはすたれ、一冊の本の解釈を念入りに繰り返すよりも、さまざまな書物の綿密な比較照合に力が注がれるようになった。他方、印刷本は写字生たちによってつくられた多様な書体を標準化へむかわせ、ゴチック体とローマン体というふたつの規格化された字体を誕生させていく。書物の相互参照が重視されるにしたがい、事項のアルファベット順配列方式、いわゆるインデックスも普及した。

さらに、印刷の普及は社会的な記憶の構造も変化させた。手書きの時代、時間を超えて知識を正確に伝承するためには、できるだけ選ばれた人間だけの秘伝としておく必要があった。ところが同一の文書が大量生産されるようになると、印刷された情報が正確でさえあれば、たとえ出版された本の大部分が消失したとしても、残った一部で正確な知識が伝えられることになった。印刷は、知識の継続的な継承と蓄積を、徹底した公開化を通じて達成することを可能にした。

こうして印刷術が可能にした知識の新しい流通と蓄積、編集の地平は、ルネッサンスと宗教改革、科学革命、それにナショナリズムまでの「近代」と一般に総称される。I 変化の必要条件をなくしていく。たとえば、ドイツの貧しい修道士、マルティン・ルターの教会批判が、ヘン境の異端運動で終わらずにキリスト教世界全体を根底から揺るがすに至ったのは、印刷がもたらした新しいコミュニケーション回路が決定的に作用していた。また、コペルニクスが古代の天文学に欠陥を見いだすようになったのは、彼の時代に何らかの重大な天文学的発見がなされたからではなく、天文学者の利用する学術書や数表が大きく変化し、それまで遠方まで旅しなければ見られなかったような多くのデータが容易に入手できるようになっていたからでもあった。

ハ 印刷革命がもたらしたその後の社会的変化は周知のこととて、ここであらためて解説するまでもない。ただ、確認しておきたいのは、一九世紀初頭に至るまで、複製技術による社会的変化のすべてを促していたのは、活字による文字の大量複製という、たつた一種の新技術であつた点である。たしかに量的には、一八世紀にスタンホープが金属印刷機を、さらに一九世紀初頭にはケーニヒがシリンドラー式印刷機を開発するなど、技術革新はあつた。

二 ところが一九世紀半ば以降、メディア技術とわたしたちの知識や文化の関係は、一挙に II な姿をとつていく。活字とは根本的に異なる最初の複製技術となつたのは写真だつた。写真はやがてその連なりから動く写真、つまり映画を生んだ。他方、蓄音機や電話からラジオに至る音声技術の革新も進み、二〇世紀初頭には、両者が結びついてトーキーが生まれ、さらに音声のみならず映像の無線送信、つまりテレビが生まれていった。同じ頃、印刷に何が生じていたかといえば、リトグラフからオフセットに至るポスター印刷術の開発であつた。記憶の媒体としては、写真から映画までを可能にしたフィルム、音声の刻印を可能にした円盤レコード、やがて映像も音声も記憶することができる磁気テープが登場し、わたしたちは、視聴覚メディアによる 甲 という新しいメディア状況を生きることになった。ホ

つまり、一九世紀半ばから約一世紀、わたしたちは実に多様な視聴覚技術の発展を経験してきた。それまでの約四〇〇年、活字というたつた一種の文字技術が人類史を変えてきたのに対し、一九世紀以降にハン茂したのは、多種類の視聴覚技術群であつた。そして数百年におよぶ書籍の集積と同様、新技術によって出現したさまざまな媒体が、多様なジャンルにわたる膨大な量のコンテンツを媒介・内包したまま堆積する。その総体は、まさしく現代における人類の記憶そのものである。しかし冊子体の書籍のように形式的な統一がなされておらず、映画フィルムや磁気テープは媒体が物質的にもろいので、これらが人類共有の記憶となっていくには、活字本とは比べものにならない困難が横たわっている。すでに二〇世紀末から、映画やテレビの一部資料については保存と修復、アーカイブ化が始まったが、そこで残されたのは氷山の一角にすぎない。

五世紀の歴史を経た出版文化について、過去の書物の集積を保存していくこと、それを 乙 にしていくことの重要性を否定する人はいないだろう。しかし、過去一世紀半にわたって人類の知と文化を担ってきたのは、書物と同じくらいに写真や映画、ポスター、レコード、テレビ映像などの視聴覚メディアであつた。とりわけ二〇世紀の大衆文化に関しては、これらの視聴覚メディアに残された記憶は、わたしたちの時代の最大の資産である。その最大の資産の保存と活用の可能性について、わたしたちはどれだけ自覚的か。ニュートンの「巨人の肩」ではないが、視聴覚時代にあつても、未来は過去を知ることからしか生まれないのである。

ト そして二〇世紀末以降、わたしたちはデジタルという、膨大な活字と視聴覚のデータをやすやすと架橋する、しかも一九世紀以降に現れた多種多様な視聴覚メディアによる記憶のすべての形式を統合できるメディア技術を手につくこととなった。過去数世紀にわたり、多様な媒体方式で蓄積されてきた文化的記憶を、少なくとも活用の局面では統合的に扱うことができるのである。文化的記憶の媒体という観点からいならば、デジタル技術は、①文字のみならず映像、音声などの多次の情報形式を統合し、②デジタルデータの可塑性がきわめて高く、③同時に処理される情報量の爆発的拡大がみられるなどの点で画期的である。これほどメディア文化全体にわたる技術革新は、映画の登場においても、ラジオの登場においても、テレビの登場においてもなされはしなかつた。むしろこの革新は、グーテンベルクが五〇〇年前に成し遂げた革新にも似て、歴史に革命的な変化をもたらすのである。

チ

問八 次の文は、本文中に入るべきものである。

イ
チ

から最も適当な箇所を一つ選び、その記号の記入欄にマークせよ。

しかし、複製されるのは相変わらず文字列で、大量生産されるのも、書籍に雑誌、新聞までの活字メディアであった。

問九 空欄

I
II

 に入る最も適当な語句を、それぞれ次の中から一つ選び、その記号の記入欄にマークせよ。

- | | | | | | | | |
|----|--------|---|------|---|------|---|------|
| I | イ 非合理的 | □ | 経験論的 | ハ | 不可逆的 | 二 | 視聴覚的 |
| II | イ 抽象的 | □ | 逐次的 | ハ | 統一的 | 二 | 多面的 |

問十 空欄

甲
乙

 に入る最も適当なものを、それぞれ次の中から一つ選び、その記号の記入欄にマークせよ。

- | | |
|---|----------|
| イ | 活字や印刷の記憶 |
| □ | 文字や音声の記憶 |
| ハ | 風景や語りの記憶 |
| 二 | 無線や有線の記憶 |

- | | |
|---|---------|
| 乙 | 永続的な所有物 |
| □ | 歴史的な印刷物 |
| ハ | 大衆的な消費財 |
| 二 | 公共的な文化財 |

問十一 傍線部 A の一文の理由を説明している最も適当なものを次の中から一つ選び、その記号の記入欄にマークせよ。

- | | |
|---|-----------------------------------|
| イ | 知識の公開には、文書の散逸と記録の損傷、変形の危険をともなうから。 |
| □ | 知識の公開には、文書の集積と管理の保存、整備の負担をともなうから。 |
| ハ | 知識の蓄積には、文書の複製と流通の加工、管理の時間をともなうから。 |
| 二 | 知識の蓄積には、文書の伝承と開示の技術、改革の理念をともなうから。 |

問十二 傍線部 B 「グーテンベルクが五〇〇年前に成し遂げた革新にも似て」とあるが、その理由を説明している最も適当なものを次の中から一つ選び、その記号の記入欄にマークせよ。

- | | |
|---|---------------------------------|
| イ | それまで統一の方法でなされてきた伝達と記憶の形式を多様化した。 |
| □ | それまで統一の方法でなされてきた技術と情報の改革を多様化した。 |
| ハ | それまで多様な方法でなされてきた伝達と記憶の形式を一元化した。 |
| 二 | それまで多様な方法でなされてきた技術と情報の改革を一元化した。 |

問十三 本文の内容と合致するものを次の中から一つ選び、その記号の記入欄にマークせよ。

- | | |
|---|--|
| イ | デジタルメディアの時代を迎えた現在、みずからの知識や文化の基盤とその創出や継承のしかたに人類史的な転換が生じているのにわたしたちは直面している。 |
| □ | デジタルメディアの時代を迎えた現在、グーテンベルクによって開発された新しい文字技術の発見の時代と全く同じ状況の到来をわたしたちは目前にしている。 |
| ハ | デジタルメディアの時代を迎えた現在、それまで築き上げてきた多種多様な視聴覚メディアの成果を否定し成立する文化の再生にわたしたちは立ち会っている。 |
| 二 | デジタルメディアの時代を迎えた現在、複製技術による社会的な変化によってもたらされた大量の生産と消費の日常化した環境にわたしたちは向き合っている。 |

問十四 傍線部 1、2 にあたる漢字を含むものを、それぞれ次の中から一つ選び、その記号の記入欄にマークせよ。

- | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|----|---|---|----|---|---|----|----|---|----|----|
| 1 | イ | ヘン | 隊 | □ | ヘン | 歴 | ハ | 政 | ヘン | 二 | 周 | ヘン |
| 2 | イ | ハン | 盛 | □ | ハン | 響 | ハ | ハン | 画 | 二 | ハン | 売 |

(三) 次の甲・乙・丙三つの文章は、いずれも慶滋保胤に関するものである。これらを読んで、あとの問いに答えよ。

甲「次の文章は、幸田露伴『連環記』の一節である。」

保胤が日本往生極楽記を著したのは、此の六条の池亭に在った時であらうと思はれる。今存してある同書は朝散大夫著作郎慶保胤撰と署名してある、それに拠れば保胤が未だ官を辞せぬ時の撰にかかると考へられるからである。(中略)

保胤が池亭を造つた時は、自ら記して、老蚕の繭を成せるがごとしと云つたが、老蚕は永く繭中に在り得無かつた。天元五年の冬、其家は成り、其記は作られたが、其翌年の永観元年には倭名類聚抄の撰者の源順は死んだ。順も博学能文の人であつたが、後に大江匡房が近世の才人を論じて、橋在列は源順に及ばず、順は以言と慶滋保胤とに及ばず、と断じた。保胤と順とは別に交渉は無かつたが、兎死して狐悲しむ道理で、前輩知友の段々と凋落して行くのは、さらぬだに心やさしい保胤には向仏の念を添へもしたらう。世の中は漸く押詰つて、人民安からず、去年は諸国に盜賊が起り、今年は洛中にて猥りに兵器を携ふるものを捕ふるの令が出さるるに至つた。これと云つて保胤の身近に何事が有つたわけでは無いが、かねてからの道心愈々熟したからであらう。保胤は遂に寛和二年を以て、自分が折角こしらへた繭を咬破つて出て、落髪出家の身となつて終つた。戒師は誰であつたか、何の書にも見えぬが、保胤ほどの善信の人に取つては、道の傍の杉の樹でも、田の畦の立杭でも、戒師たるに足るであらうから、誰でも宜かつたのである。多武峰の増賀上人、横川の源信僧都、皆いづれも当時の高僧で、しかも保胤には有縁の人であつたし、其他にも然るべき人で得度させて呉れる者は沢山有つたらうが、まさか野菜売りの老翁が小娘を失つた悲みに自剃りで坊主になつたといふやうな次第でもあるまいに、更に其噂の伝はらぬのは不思議である。匡房が続往生伝には、子息の冠笄纔に畢るに及んで、遂に以て入道す、とあるばかりだ。それによれば、何等の機縁が有つたのでも無く、我兄が一人で世に立つて行かれるやうになつたので、予ての心願に任せて至極安穩に、時至つて瓜が蒂から離れるが如く俗世界からコロリと滑り出して後生願ひ一方の人となつたのであらう。保胤の妻及び子は何様な人であつたか、更に分らぬ。子は有つたに相違ないが、傍系の故だか、加茂氏系図にも見当らぬ。思ふに妻も子も尋常無異の人で、善人ではあつたらうが、所謂草芥とともに朽ちたものと見える。

保胤は入道して寂心となつた。世間では内記の聖と呼んだ。在俗の間すら礼仏誦經に身心を打込んだのであるから、寂心となつてからは、愈々精神を抖擻して、問法作善に油断も無かつた。伝には諸国を經歷して広く仏事を作した、とあるが、別に行脚の苦修談などは伝へられてゐない。ただ出家して後わづかに三年目には、自分に身を投げかけて来た者を済度して寂照といふ名を与へた。此の寂照は後に源信の為に宋に使したもので、寂心と源信とはもとより菩提の友であつた。源信の方が寂心よりは少し年が劣つて居たかも知れぬが、何にせよ幼きより叡山の慈恵に就いて勵精刻苦して学び、顕密及修、行解並列の恐ろしい傑物であつた。此の源信と寂心との間の一寸面白い談は、今其の出処を確記せぬが、閑居之友であつたか何だつたか、何でも可なり古いもので見たと思ふのである。記憶の間違だつたら抹殺して貰はねばならぬが。

A

此の談は今の人には、ただ是れ無茶苦茶の譚と聞えるまでであらう。又これを理解のゆくやうに語りわけると、敢てするに当るまい。が、これは源信・寂心にはじまつたことではなく、經に在つては月光童子の物語がこれと同じ事で、童子は水観を初めて成し得た時に、無心の小児に瓦礫を水中に投げ入れられて心痛を覚え、それを取り出して貰つて安穩を回復したといふのである。伝に在つては、唐の法進が竹林中で水観を修めた時に、これは家人が繩床上に清水があるのを見て、二ツの小白石を其中に置いたので、それから背痛を覚え、後また其を除いて貰つて事無きを得たといふ談がある。日本でも大安寺の勝業上人が水観を成じた時同じく石を投げ入れられて、これは胸が痛んだといふ談があつて、何も希有な談でも何でも無い。清水だらうが洪水だらうが、瓦礫だらうが、小白石だらうが、何だつて構ふことは無い、恵心・寂心の間に斯様な話の事実が有つたらうが、無かつたらうがそんなことは実は何様でもよい、ただ斯様いふ談が伝はつてゐるといふだけである。

注 慶保胤……慶滋保胤の唐風名。 天元五年……九八二年。

以言……大江以言。 寛和二年……九八六年。 続往生伝……続本朝往生伝。

抖擻……仏道修行。 顕密……顕教と密教。 行解……修行と学解。

閑居之友……著者の記憶の誤りで、以下の話は乙の『撰集抄』に拠っている。

水観……水想観。 恵心……源信。

乙「次の文章は、『撰集抄』の一節である。甲の文章では、Aの部分に以下の内容が要約がされており、これはその原拠にあたる。」

昔、延暦寺に恵心僧都といふやんごとなき人おはしける。常は観法を修して、我身ならびに一室を悉く水になし給ふわざをなんし給ひける。

ある時、内記入道保胤、往生の雑談せまほしくて、恵心僧都の室におはして、常に住み給ふ所をあけて見給ふに、水湛へて僧都も見え給はねば、いかさまにもやうある事とおぼして、出でられける時に、あらはに枕の有りけるを、水の中へ投入れて帰られにけり。

かくて、次の日、又、内記入道おはし侍りけるに、僧都対面して申されけるは、a「某がむねにぞ此の枕を投入れ給ひて、よにむつかしく侍るに、とりて給はせせんや」と聞えければ、入道もゆゆしき人にて

右に及び侍らず」と答へられたれば、「うれしく侍り」とて、且く目を閉ちておはしける程に、恵心僧都の身きえきえと水になりて、一室皆水を湛へて波はげしく侍れど、内記入道はいささかもぬれ給はず侍りし。さて、彼の水に枕のうきたりける

3 観法成就、げにゆゆしくぞ侍る。心に道心あかくて、坐禅入定をこたり侍らねば、火生三昧に入る時は、身よりほむらを出

だし、水観に住する時には、水を滂す習ひに侍り。すべて、上代末代にはよるべからず。種姓の高下にもつゆよるまじき事に侍り。ただ道心のみこそ、此の如くの不思議を現するたねにては侍れ。誰もかくは思へども、野のかせぎはなれがたく、家の大つねになれたり。あはれ、いつ実の心発り侍らんずるやらん。

注 かせぎ……鹿。

丙「次の文章は、慶滋保胤「池亭記」の一節である。文中に、返り点・送り仮名を省いた箇所がある。」

応和以来、世人好起豊屋峻宇、殆至山節藻稅。其費、
且巨千万、其住纔二三年。古人云、造者不居。誠哉斯
言。予及暮齒、開起小宅。取諸身量、于分、誠奢盛也。上畏
于b、下愧于c。亦猶行人之造旅宿、老蚕之成独繭
矣。其住幾時乎。

注 応和……九六一〜九六四年。

山……山型に彫る。

節……柱の上部に置く四角い木。

藻……絵を画く。

稅……梁の上の短い柱。

問十五 甲の文章中の傍線部1「老蚕の繭を成せるがごとし」は、丙の文章中の傍線部6「亦猶行人之造旅宿、老蚕之成独繭矣」を踏まえている。この傍線部6はどのような意味を表しているか。最も適当なものを次の中から一つ選び、その記号の記入欄にマークせよ。

- イ 行き交う人が次々家を造ろうとも、しよせんは泡のように消えるようなものだ。
ロ 蚕が繭を造るため限界まで育つように、旅人も宿泊を重ねることに成長しよう。
ハ 旅行者が良い宿に泊まっても、老人ならばいつ死ぬかわからないようなものだ。
ニ 年老いて齒が欠けた自分には、このような小家が身の丈に合ったものである。
ホ 旅人がいったん宿屋にとどまり、年老いてようやく仮の家をもつようなものだ。
ヘ 千万の富を費やしても、ほとんど二三年しか住まないなら借家で十分であろう。

問十六 甲の文章中の傍線部2「さらぬだに心やさしい保胤には向仏の念を添へもしたらう」とあるが、保胤の心情についての説明として、最も適当なものを次の中から一つ選び、その記号の記入欄にマークせよ。

- イ かねてより源信から念仏への道の誘いを受けていた保胤であるが、『日本往生極楽記』を著す目標を達成したため、僧侶になろうと考えたから。
ロ 大江匡房により、保胤の文章より源順が下で、源順より橘在列が下だと評されたため、かえって驕る気持ちが消えて仏のような心になったから。
ハ さして親しくもない源順の逝去ではあるが、情が細やかな慶滋保胤はそれによって衝撃を受け、仏教への思いをさらに深くしたいと考えたから。
ニ 博学多才の源順の突然の死と、飼っていた兎の死に二重の衝撃を受け、あたかも狐がなくなつて悲痛な思いをしつつ出家への決意を固めたから。
ホ 朝廷に重用されていた文人が、凋落していくさまに心を痛めた保胤であったが、源信の念仏の教えを人々に勧めて共に往生しようと考えたから。
ヘ 諸国に盗賊が我がもの顔にふるまい、武器を携帯して都を徘徊する輩が増えたため、身の危険を感じて寺の中に急いで避難しようと考えたから。

問十七 『日本往生極楽記』とはほぼ同時期に成立した作品を、次の中から二つ選び、その記号の記入欄にマークせよ。

- イ 懷風藻 ロ 保元物語 ハ 宇治拾遺物語
ニ 三宝絵 ホ 古今和歌集 ヘ 源氏物語

問十八 乙の文章中の空欄 a に入る、最も適当な語句を次の中から一つ選び、その記号の記入欄にマークせよ。

- イ ありがたかり □ いまそかり ハ おほけなかり
ニ あらまほしかり ホ よしなかり ヘ あるまじかり

問十九 乙の文章中の傍線部 3 「観法成就、げにゆゆしくぞ侍る」は、どのような意味を表しているか。最も適当なものを次の中から一つ選び、その記号の記入欄にマークせよ。

- イ 極楽浄土の池の水を想念して、室内に現出させたことは、まことにすばらしいことでございます。
ロ 坐禅により入定の行を行い、身から火をだすことができたのは、驚くべきことでございます。
ハ 水に浮かんだ枕を取り除いて、室内から放り投げたのは、なんともいさまいことでございます。
ニ 無心の子供によって瓦礫を投げられた心の傷は、安穩に回復し、痛みを感じないのでございます。
ホ 源信を覚醒させて、極楽浄土の様子を見させることができたのは、ありがたいことでございます。
ヘ 繩床上の清水を、白石によってお湯にしてしまったのは、なんともおそろしい法力でございます。

問二十 乙の文章中の傍線部 4 「野のかせぎはなれがたく、家の犬つねになれたり」という喩えの意味するところとして最も適当なものを次の中から一つ選び、その記号の記入欄にマークせよ。

- イ 貧しくとも自由な生活から離れがたく、金持ちの束縛の多い暮らしには耐えがたい。
ロ 野山を走る鹿はのびのびと生きているが、家に飼われた犬は馴れて野性に欠ける。
ハ 仏道を求める心はなかなか身につかないが、煩惱は身にまとわりついて離れない。
ニ 山の幸から得る稼ぎのみで生きることがやめ、一家を構え安定した暮らしをする。
ホ 観法ではうまく習得できなかった水想観が、道心を起こすことによって成就した。
ヘ 山野に住み着いたため生じた下卑た心は、里に定住しても消えることはなからう。

問二十一 丙の文章中の傍線部 5 「至山節漢税」は、「礼記」の左の文を出典としている。

山節漢税、君子以為隘。

この傍線部「隘」とはほぼ同義の漢字一文字を、甲の文章の第二段落中から抜き出し、記述解答用紙の所定の欄に記せ。

問二十二 丙の文章中の空欄 b と c に入る、最も適当な漢字を次の中から一つずつ選び、それぞれの記号の記入欄にマークせよ。

- イ 札 □ 人 ハ 道 ニ 仁 ホ 義 ヘ 天

問二十三 甲・乙・丙の各文章に関する次の1～6の記述のうち、内容と合致しないものの組み合わせを一つ選び、その記号の記入欄にマークせよ。

- 1 大江匡房は、『続本朝往生伝』において、子息がようやく成人したことを機縁として慶滋保胤は仏道に入ったと記している。
- 2 慶滋保胤は、源信の水想観によって水を満々と湛えた部屋に入ったにもかかわらず、全く濡れることなく平然と帰ってきた。
- 3 月光童子は、水想観を初めて成し遂げたが、水中で何者かに瓦礫を投げ込まれたために、回復できないほど深い傷を負った。
- 4 多武峰の増賀上人や横川の源信僧都は、慶滋保胤と同時代の人であるが、その出家の戒師となったことは伝えられていない。
- 5 慶滋保胤は、出家して寂心として名を変え諸国を行脚しているうちに、寂照という弟子を得て、ともに入宋し帰らなかつた。
- 6 平安中期には、世の人々は奢侈を好み競って大きな家を建築したが、住むのはわずかに二三年などというありさまであつた。

- イ 1 : 3 □ 2 : 4 ハ 3 : 5 ニ 1 : 5
ホ 1 : 3 : 6 ヘ 2 : 4 : 5 ト 2 : 3 : 6 チ 4 : 5 : 6

〔以下余白〕

